

「平成23年度森林及び林業施策」の作成の基本的考え方(案)

- 1 「講じようとする施策」は、
 - (1) 森林・林業基本法第10条第2項に基づき作成し、毎年、国会に提出するものであり、
 - (2) 森林及び林業の動向（同法第10条第1項）を考慮し、林政審議会の意見を聴いて政府として、次年度における森林・林業施策についての取組方針を明らかにするものである。

- 2 こうした点を踏まえ、「平成23年度において講じようとする森林及び林業施策」については、森林・林業基本計画及び森林・林業再生プランに基づく施策のうち、23年度予算の政府案等、23年度において具体化されるものを可能な限り盛り込むという基本的考え方で行っている。

- 3 なお、具体的には、次頁のとおり、概説のほか、第I章から第VI章までの構成とするよう検討をしている。

「平成23年度森林及び林業施策」の構成(案)

概 説

施策の背景、財政措置、立法措置、税制上の措置 等

第Ⅰ章 森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

- 森林管理・環境保全直接支払制度による間伐等の推進
- 京都議定書目標達成計画等に基づく施策の展開
- 多様で健全な森林への誘導に向けた効果的な整備の推進
- 森林における生物多様性保全の推進
- 国際森林年の取組 等

第Ⅱ章 林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化

- 望ましい林業構造の確立
- 林業の担い手の確保・育成
- 地域資源の活用等による魅力ある山村づくりと振興対策の推進
- 特用林産の振興 等

第Ⅲ章 林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上

- 木材の安定供給体制の整備
- 製材・加工体制の整備
- 低炭素社会への貢献に向けた木材利用の拡大 等

第Ⅳ章 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

- 研究・技術開発等の効率的・効果的な推進
- 効率的・効果的な普及指導の推進

第Ⅴ章 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

- 開かれた「国民の森林」の推進
- 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進
- 適切で効果的な事業運営の確保

第Ⅵ章 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

- 国際対話への参画及び国際会議の開催等
- 国際協力の推進
- 地球温暖化問題への国際的対応
- 違法伐採対策の推進